

## 民間金融機関の実質無利子・無担保融資における損失補償に関する 充当順位の変更について

### 1 要旨

民間金融機関の実質無利子・無担保融資（以下「ゼロゼロ融資」という。）については、信用保証協会の代位弁済に対する損失補償について、全国信用保証協会連合会（以下「連合会」という。）が補償を行う充当順位が上がったことにより、本県の損失補償の負担が軽減された。

### 2 経緯等

- （1）中小企業向け融資における信用保証協会が行う代位弁済については、これまで、  
①日本政策金融公庫の保険金 ②自治体の損失補償 ③連合会の損失補償 の充当順位で補填を行ってきた。
- （2）ゼロゼロ融資の代位弁済に対する損失補償については、都道府県の財政負担が極めて大きいことから、全国知事会等を通じて、数次にわたり国へ財政支援を要望してきた。
- （3）令和3年9月に、北海道、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、愛知県及び広島県から、中小企業庁に対し、連合会の損失補償の制度設計について趣旨確認を行った。
- （4）これに対して、11月に、中小企業庁から、信用保証協会が行う代位弁済に対する損失補償の充当順位の変更について、事務連絡があった。

信用保証協会が行う代位弁済に対する損失補償の充当順位		
【変更前】	①日本政策金融公庫の保険金 ②自治体の損失補償	③連合会の損失補償
【変更後】	①日本政策金融公庫の保険金 ②連合会の損失補償	③自治体の損失補償

### 3 本県の損失補償限度額（債務負担行為額）の現計予算額と充当順位変更後の想定額

区分	金額（千円）	債務負担行為期間等
現計予算額 (A)	13,668,000	令和19年7月31日まで
充当順位変更後の想定額 (B)	3,417,000	同上
軽減額 (A) - (B)	10,251,000	軽減率 (B) / (A) = 1/4 <b>本県の負担想定額が1/4程度となる。</b>

### 4 変更適用

令和4年4月1日以降に代位弁済となったゼロゼロ融資分